

1. 普通会員(事業・目的に賛同し議決権を有する者) = 社員

(1) 個人会員(定款第6条第4項) 21名

- ① 市町農業委員会会長 16名
- ② 学識経験者 5名

(2) 法人・団体会員(定款第6条第5項) 17法人・団体

- ① (行政関係) 9法人・団体(会員代表者9名)
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、香川県町村会
- ② (農業関係) 8法人・団体(会員代表者9名 ※香川県農業協同組合2名)
香川県農業協同組合中央会、香川県農業共済組合、香川県農業協同組合、香川県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会香川県本部、香川県土地改良事業団体連合会、(公財)香川県農地機構、香川県農業経営者協議会

2. 賛助会員(事業・目的に賛助し議決権の無い者)

香川県農業青色申告者ネットワーク

総 会 (会員・会員代表者40名)

※理事・監事の選任・解任、定款の変更、事業報告・貸借対照表・損益計算書の承認など

理事15名以内・監事3名以内を総会の議決で選任

理事会 (理事15名)

(会長1名、副会長2名を選定)

※総会の招集・附議事項の決定、諸規程の制定・改廃、事業計画・収支予算の設定・変更など

会長が運営規程に基づき理事会で承認を得て任命

出席

監査 (監事3名)

※理事の職務の執行を監査、監査報告書の作成、総会提出議案・書類の調査など

常設審議委員会 (常設審議委員24名)

処理事項

- 農地法等の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構(農業会議)が行う事項
 - 県(関係行政機関等)に対する農地等利用の最適化推進施策の改善意見の提出に向けた協議
 - 総会・理事会が必要と認めた事項
- ※上記処理は理事会に報告

事務局体制 (7名)

